【お知らせ】

海外在留邦人等向けワクチン接種事業(ヤンセンのワクチンに関する取扱いの変更)

1 今般、日本国内でヤンセンのワクチンが薬事承認されたことを踏まえまして、6月 24日より、ヤンセンを1回接種済みの方が本事業で接種を希望される場合は、追加 接種(3回目接種)の対象者として取り扱うこととなりました。(ヤンセンを2回接種して いる場合は、追加接種(3回目接種)が完了したものと見なされることになります。)

この変更により、今後は、ヤンセンを1回接種(初回接種(1・2回目接種)が完了したものとみなす)した後、本事業で追加接種(3回目接種)を受ける場合、追加接種(3回目接種)として「ファイザー」の接種を受けるときはヤンセンの接種から「5か月以上」、「ノババックス」の接種を受けるときはヤンセンの接種から「6か月以上」経過していることが必要となります。

- 2 上記変更に伴い、6月24日時点で、ヤンセンを1回接種した上で、本事業で接種の予約を入れている方の扱いについて、以下のとおり運用を変更します。
- (1)6月24日時点で、本事業における1回目接種を予約している場合

6月24日時点で予約している接種は、3回目接種相当として接種可能(注:この接種後に追加の接種を受けることは認められない)。

なお、予約枠の変更は不要です。

ただし、予約日が、ヤンセンの接種から「5か月以上」(ファイザーを予約している場合)又は「6か月以上」(ノババックスを予約している場合)経過していない場合は、予約日を変更する必要があります(変更せずに来場した場合、接種を受けられない)。

(2)6月24日時点で、本事業における2回目接種又は追加接種(3回目接種)を予約している場合

ヤンセンを1回接種した後、ファイザー、モデルナ又はノババックスを 1 回以上接種している場合は、追加接種(3回目接種)が完了した扱いとなるため、本事業で追加の接種を受けることはできず、予約をキャンセルする必要があります(キャンセルせずに来場した場合、接種を受けられない)。

ただし、過去に、ヤンセンを1回接種した後、ファイザー、モデルナ又はノババックスを接種していない場合は、3回目接種相当として接種を受けることが可能です。

詳細は以下の外務省海外安全ホームページに掲載しています。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html

3 本事業により接種を希望される場合には、本邦入国時の水際対策措置にも留意しつつ、接種間隔を考慮した上での渡航予定・計画を立てるようにしてください。

在アルジェリア日本国大使館

住所:1, Chemin El Bakri, Ben Aknoun, 16028 Alger

電話:+213 (0)23 37 55 11 FAX:+213 (0)23 37 54 97

メール: eal-mm@al.mofa.go.jp